

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月31日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 高田良徳
同 新田耕造

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県税事務所	令和2年4月23日
財産経営課	令和2年6月2日
営繕課	〃
人事・行革課	〃
広聴広報課（県民室）	〃
国際課（パスポートセンター）	〃
総務事務集中課	令和2年6月9日
職員課（健康管理室）	令和2年6月10日
秘書課	〃
総務学事課	令和2年6月12日
税務課	〃
人権・同和政策課	〃
文書館	令和2年7月14日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 県外旅費について、駐車料金が二重計上され、過大に支給されているものがあつた。（広聴広報課）

(イ) 県外旅費について、航空機の領収書金額の入力及びJR運賃の積算を誤り、支給額が不足しているものがあつた。（国際課）

(ウ) 自家用車の公用使用について、あらかじめ命令権者の承認を受けていないものがあつた。また、高速道路利用料金について支給額に誤りがあり、追給する必要がある。（人権・同和政策課）

イ 物品について

備品の廃棄について、物理的に破壊した後に不用品決定及び廃棄処分の決定を遡って行って
いたものがあった。(総務学事課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし